

改正

平成19年3月30日規程第27号

平成20年4月1日規程第14号

平成24年3月30日規程第11号

平成26年6月18日規程第22号

令和6年11月30日規程第6号

那須烏山市公有財産管理運用委員会設置及び運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庁内における審議機関としての公有財産管理運用委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規程11号〕

(設置)

第2条 公有財産の取得、管理、処分等に関し、適正かつ円滑な執行を図るため、庁内に公有財産管理運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

一部改正〔平成24年規程11号〕

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について適否の審査並びに取得又は処分の価格及び賃貸料の評価に関する事務を所掌する。

- (1) 公有財産の取得に関すること。
- (2) 公有財産の処分に関すること。
- (3) 公有財産の貸付けに関すること。
- (4) 公共施設の跡地利用に関すること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、公有財産に関し必要と認める事項を審議することができる。

一部改正〔平成24年規程11号〕

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 参事
- (3) 会計管理者
- (4) 総合政策課長
- (5) 総務課長
- (6) 税務課長
- (7) 農政課長
- (8) 都市建設課長
- (9) 上下水道課長
- (10) 会計課長

2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

一部改正〔平成19年規程27号・20年14号・24年11号・26年22号〕

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、会議に出席することができないときは、特別の事情によりやむを得ない場合を除き、当該委員がその職務を代行する者として指名する者を会議に出席させるものとする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

一部改正〔平成20年規程14号・24年11号〕

(付議手続)

第6条 委員会の所掌に係る案件を所管する課の長は、委員会に付議すべき事案が生じたときは、委員会開催日の7日前までに、当該事案に係る参考となる資料を総務課長に提出しなければならない。

追加〔平成24年規程11号〕、一部改正〔令和6年規程6号〕

(関係者の出席及び説明等)

第7条 委員長は、審議等のため必要があるときは、案件を所管する課の長及び担当職員の出席及び説明を求めるとともに、意見を聴くことができる。

追加〔平成24年規程11号〕

(審査等結果の報告)

第8条 委員長は、会議において審議等をした結果を市長に報告しなければならない。

追加〔平成24年規程11号〕

(秘密の厳守)

第9条 委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに秘密を厳守しなければならない。

一部改正〔平成24年規程11号〕

(持ち回り審議等)

第10条 委員長は、委員会の審議等を必要とする案件で、緊急を要すると認めるもの又は特に軽易なものであると認めるものについては、持ち回りによる審議等に付して、会議に代えることができる。

一部改正〔平成24年規程11号・令和6年6号〕

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成20年規程14号・24年11号〕

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

一部改正〔平成24年規程11号〕

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第27号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成19年那須烏山市条例第3

号) 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。(平成20年規則第16号で平成20年 5 月 1 日から施行)

附 則 (平成20年 4 月 1 日規程第14号抄)
(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月30日規程第11号)
この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 6 月18日規程第22号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年11月30日規程第 6 号)
この規程は、公布の日から施行する。